新旧対照表

(まちペイ利用約款の改正)

2025年11月14日訂正版

2025年10月10日公開時からの訂正箇所は<mark>黄色マーカー部</mark>です

改定後	改定前
-----	-----

まちペイ共通約款

本約款は、株式会社まちペイ(以下「当社」といいます。)が発行する専用 I Cカード「マチカカード」及び専用アプリ「まちペイアプリ」、これに付随するまちペイポイントサービス、地域ポイントサービス並びに当社が発行する電子マネー「マチカマネー」(以下これらを総称して「本サービス」といいます。)に共通して適用される利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

- (1)「会員」とは、本約款及び本約款に付属・関連する約款その他の規程等に同意して本サービスを利用する者をいいます。
- (2)「登録会員」とは、会員の内、氏名、 住所及び電話番号等の情報を届け出た<mark>者</mark>を いいます。
- (3)「まちペイポイント(全国)」とは、当 社が会員に対して発行する全国のまちペイ 加盟店で付与・使用できるポイントをいい ます。詳しくはマチカマネー及びまちペイ ポイント利用約款をご確認ください。
- (4)「まちペイポイント(限定)」とは、当 社が会員に対して発行する一定の地域や加 盟店でのみ付与・使用できるポイントをい います。「まちペイポイント(全国)」と合わ せて「まちペイポイント」といいます。詳し くはマチカマネー及びまちペイポイント利 用約款をご確認ください。

マチカ共通約款

本約款は、株式会社まちづくり松山(以下「まちづくり松山」といいます。)が発行するマチカカード及びこれに付随するポイントプログラム等(以下「本サービス」といいます。)並びに株式会社まちペイ(以下「まちペイ」といいます。)が発行する電子マネー「マチカマネー」に共通して適用される利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

- (1)「会員」とは、本約款及びコミート会 員約款に同意して本サービスを利用する者 をいいます。
- (2)「登録会員」とは、会員の内、氏名、 住所及び電話番号等の情報を届け出たもの をいいます。
- (3)「マチピ」とは、まちづくり松山が会員に対して発行するポイントをいいます。

【追加】

- (5)「地域ポイント」とは、地域ポイント発行者が発行する一定の地域や加盟店でのみ付与・使用することができるポイントの総称をいいます。詳しくは、各種地域ポイント利用約款等をご確認ください。
- (6)「マチカマネー」とは、当社が発行し、 当社が管理するサーバに記録された円単位 の金額についての電子情報をいいます。詳 しくはマチカマネー及びまちペイポイント 利用約款をご確認ください。
- (7)「会員アカウント」とは、当社がそれぞれ会員に割り当てたまちペイポイントサービス、地域ポイントサービス及びマチカマネーを利用するためのアカウントをいいます。
- (8)「マチカカード」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報が記録されている非接触型ICカードをいいます。

【削除】

- (9)「まちペイアプリ」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報(QRコード等)が表示され、又はまちペイポイント、地域ポイント及びマチカマネーによる決済を行うために必要なQRコード等を読み取るために必要となるスマートフォンアプリ等をいいます。
- (10)「マチカカード等」とは、マチカカ ード及びまちペイアプリをいいます。
- (11)「まちペイ加盟店」とは、マチカマネー、まちペイポイント及び地域ポイントのいずれか一つ以上を利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。

【削除】

【追加】

- (4)「マチカマネー」とは、まちペイが発行するまちペイ又はまちペイの委託先が管理するサーバに記録された円単位の金額についての電子情報をいいます。
- (5)「会員アカウント」とは、まちづくり 松山及びまちペイ(以下、併せて「両社」と いいます。)がそれぞれ会員に割り当てた本 サービス及びマチカマネーを利用するため のアカウントをいいます。
- (6)「マチカカード」とは、会員アカウントを特定するために必要な情報が記録されている非接触型ICカードをいいます。
- (7)「コミート」とは、まちづくり松山が 提供する各種マッチングサービスその他サ ービスをいいます。
- (8)「マチカアプリ」とは、コミートを利用及び会員アカウントを特定するために必要な情報(QRコード等)が表示され、又はマチピ及びマチカマネーによる決済を行うために必要なQRコード等を読み取るために必要となるスマートフォンアプリ等をいいます。
- (9)「マチカカード等」とは、マチカカー ド及びマチカアプリをいいます。
- (10)「まちペイ加盟店」とは、マチカマネーを利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。
- (11)「マチピ加盟店」とは、マチピを利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。

【削除】

第2条 (マチカカードの貸与)

マチカカードは、<mark>当社</mark>より会員に対して貸 与されます。

第3条(電子マネー機能)

登録会員は、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款に従い、電子マネー機能を利用することができます。詳しくは、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。

第4条(個人情報の取扱い)

所定の申込書又は申込フォームに記入又は ご入力いただいた会員に係る氏名、住所、電 話番号等及び商品の購入履歴、サービス提 供情報等(以下「会員情報」といいます。) は、当社及び地域ポイント発行者(以下「当 社ら」といいます。)により共同利用される ものとし、当社らの個人情報保護方針に従 い適切に管理いたします。詳しくは、当社ら の個人情報保護方針をご確認ください。

- 3. 登録に利用する<mark>携帯電話番号及び電子</mark> メールアカウントは、現に登録会員本人の みがアクセス可能であるものに限ります。
- 4. 当社らが、登録会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社らは登録会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに登録会員に到達したものとみなします。
- 5. 会員情報が正確でないことにより当該 登録会員に生じた不利益又は損害につい て、当社らはその責任を負わないものとし

(12)「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券をいいます。

第2条(マチカカードの貸与)

マチカカードは、まちづくり松山より会員 に対して貸与されます。

第3条(電子マネー機能)

登録会員は、マチカマネー利用約款に従い、 電子マネー機能を利用することができま す。詳しくは、マチカマネー利用約款をご 確認ください。

第4条(個人情報の取扱い)

所定の申込書に記入又はご入力いただいた 会員に係る氏名、住所、電話番号等及び商 品の購入履歴、サービス提供情報等(以下 「会員情報」といいます。)は、両社により 共同利用されるものとし、両社の個人情報 保護方針に従い適切に管理いたします。詳 しくは、両社の個人情報保護方針をご確認 ください。

- 3. 登録に利用する電子メールアカウントは、現に登録会員本人のみがアクセス可能であるものに限ります。
- 4. 両社が、登録会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、両社は登録会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに登録会員に到達したものとみなします。
- 5. 会員情報が正確でないことにより当該 登録会員に生じた不利益又は損害につい て、両社はその責任を負わないものとしま

ます。ただし、当該不利益又は損害が<mark>当社ら</mark>の故意又は重過失による場合を除きます。 第4条の2(パスワード)

当社は、会員に、パスワードを登録していた だく場合があります。

- 3. 会員によるパスワードの管理又は誤用 に起因して生じた会員の損害について、当 社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 会員は、パスワードを忘れた場合又はパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社に連絡のうえ、指示に従うものとします。

4条の3 (本人認証)

登録会員を特定するため当社が定めた認証 方法(携帯電話番号、電子メールアドレス及 びパスワードの組合せの一致並びに当該電 話番号、当該電子メールアドレスに送信さ れるコードがまちペイアプリ又はウェブサイトに入力されること)によりログインさ れた場合には、当社は、当該登録会員本人に よる利用であるとみなします。

- 2. 登録会員は、会員アカウント及びまちペイアプリのログインに際して当社が送信した検証コードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 登録された電子メールアドレスに対して当社が発信した電子メールのセキュリティに関しては、当該電子メールアカウントに着信後は登録会員が確保するものとし、電子メールのセキュリティに関して生じた損害について、当社は一切の責を負わないものとします。携帯電話番号のSMSに関しても同様とします。
- 4. 会員アカウント又は**まちペイアプリ**のログインに際して当社が送信した検証コードの管理又は誤用に起因して生じた登録会

す。ただし、当該不利益又は損害が両社の 故意又は重過失による場合を除きます。 第4条の2(パスワード)

両社は、会員に、パスワードを登録してい ただく場合があります。

- 3. 会員によるパスワードの管理又は誤用 に起因して生じた会員の損害について、両 社は一切の責任を負わないものとします。
- 4. 会員は、パスワードを忘れた場合又は パスワードが第三者に使用されていること が判明した場合には、直ちに両社いずれか に連絡のうえ、指示に従うものとします。

4条の3 (本人認証)

登録会員を特定するため両社が定めた認証 方法(電子メールアドレス及びパスワード の組合せの一致並びに当該電子メールアド レスに送信されるコードがマチカアプリ又 はウェブサイトに入力されること)により ログインされた場合には、両社は、当該登 録会員本人による利用であるとみなしま す。

- 2. 登録会員は、会員アカウント及びマチカアプリのログインに際して両社が送信した検証コードを他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3. 登録された電子メールアドレスに対して当社が発信した電子メールのセキュリティに関しては、当該電子メールアカウントに着信後は登録会員が確保するものとし、電子メールのセキュリティに関して生じた損害について、両社は一切の責を負わないものとします。
- 4. 会員アカウント又はマチカアプリのログインに際して両社が送信した検証コードの管理又は誤用に起因して生じた登録会員

員の損害について、<mark>当社</mark>は一切の責任を負わないものとします。

第4条の4 (利用前の準備)

会員が携帯端末を用いて本サービスを利用するためには、会員ご自身の費用と負担で携帯端末を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結し、まちペイアプリをインストールする等、本サービスを利用するために必要な環境を整えるものとします。

- 2. 携帯端末の品質又は欠陥に関する問題については、当社は、当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該携帯端末の提供者との間で解決するものとします。
- 3.登録会員は、携帯端末で本電子マネーサービスの利用を可能にするための機器操作を、携帯端末の画面上に表示された当社所定の手続及び手順に従い、実行するものとします。

第4条の5(アプリケーションの更新) 本サービスの品質の維持・向上のために、当 社は、予告なく本サービスを利用するうえ で必要な、当社が提供するまちペイアプリ その他のアプリケーションを更新すること があります。

2. 当社が行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、サービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第5条(取消)

次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合は、まちペイポイント、地域ポイント 又はマチカマネーの取引が取り消されるこ の損害について、両社は一切の責任を負わ ないものとします。

第4条の4 (利用前の準備)

会員が携帯端末を用いて本サービスを利用 するためには、会員ご自身の費用と負担で 携帯端末を入手し、通信事業者との間で必 要な契約を締結し、マチカアプリをインス トールする等、本サービスを利用するため に必要な環境を整えるものとします。

- 2. 携帯端末の品質又は欠陥に関する問題については、両社は、両社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該携帯端末の提供者との間で解決するものとします。
- 3. 登録会員は、携帯端末で本電子マネーサービスの利用を可能にするための機器操作を、携帯端末の画面上に表示された両社所定の手続及び手順に従い、実行するものとします。

第4条の5(アプリケーションの更新) 本サービスの品質の維持・向上のために、 両社は、予告なく本サービスを利用するう えで必要な、両社が提供するマチカアプリ その他のアプリケーションを更新すること があります。

2. 両社が行うソフトウェア及びアプリケーションの更新等により、サービスが利用できなくなった場合に生じた損害その他いかなる不利益について、両社は一切の責任を負いません。

第5条(取消)

次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合は、マチピ又はマチカマネーの取引が取り消されることがあります。

とがあります。

- (3) その他不正な手段をもって**まちペイ** ポイント、地域ポイント又はマチカマネー を利用した場合
- 2. 当社らは、当社らの故意又は重過失による場合を除き、前項の規定により会員その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

第6条(マチカカードの再発行)

登録会員は、マチカカードの紛失若しくは 盗難、読取不良又は破損等があった場合、当 該マチカカードを添えて(紛失又は盗難を 除く。)所定の方法により当社に対し再発行 を申し出ることができます。

2. 当社は、前項の申し出が登録会員の故意 又は重過失によらないものであると認めら れる場合は、14日以内に再発行いたしま す。ただし、当社の審査及び判断により再発 行を行うこととし、マチカカードの再発行 を保証するものではありません。

第7条(利用停止措置)

登録会員は当社に対し、所定の方法によりマチカカード等の利用停止を申し出ることができます。ただし、利用停止は、当社の審査及び判断により行うこととし、マチカカード等の利用停止を保証するものではありません。

- 2. 当社は、マチカカード等の拾得の連絡を受けた場合、その他会員の利益の保護に必要と認められる場合にマチカカード等の利用停止を行います。
- 3. 当社は、前2項の他、次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合に会員アカウントの利用停止措置を行い、強制退会させることがあります。

- (3) その他不正な手段をもってマチピ又はマチカマネーを利用した場合
- 2. 両社は、両社いずれかの故意又は重過 失による場合を除き、前項の規定により会 員その他の第三者に対して損害が生じたと きでも、その責めを負わないものとします。

第6条(再発行)

登録会員は、マチカカードの紛失若しくは 盗難、読取不良又は破損等があった場合、 当該マチカカードを添えて(紛失又は盗難 を除く。)所定の方法により両社に対し再発 行を申し出ることができます。

2. まちづくり松山は、前項の申し出が登録会員の故意又は重過失によらないものであると認められる場合は、14日以内に再発行いたします。ただし、両社の審査及び判断により再発行を行うこととし、マチカカードの再発行を保証するものではありません。

第7条(利用停止措置)

登録会員は両社に対し、所定の方法によりマチカカード等の利用停止を申し出ることができます。ただし、利用停止は、両社の審査及び判断により行うこととし、マチカカード等の利用停止を保証するものではありません。

- 2. 両社は、マチカカード等の拾得の連絡を受けた場合、その他会員の利益の保護に必要と認められる場合にマチカカード等の利用停止を行います。
- 3. 両社は、前2項の他、次の各号に掲げる場合又はそのおそれがある場合に会員アカウントの利用停止措置を行い、強制退会させることがあります。

(3)本約款、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款又はその他約款に違反した場合

第8条(退会)

会員は、当社らに申し出ることでいつでも 退会することができます。

第8条の2 (退会時のまちペイポイント及 び地域ポイントの扱い)

前条の場合において、まちペイポイント及び地域ポイントは残高の有無に関わらず、 他の会員アカウントへの移行、払戻し、換金 又は返金等をすることができません。

【削除】

第9条(ポイントの種類)

商品等の購入時等にマチカカード等をご提示いただいた場合に付与されるポイントの 種類は2種類あります。それぞれ当社が発 (3)本約款、コミート会員約款、マチカマネー利用約款又はその他約款に違反した場合

第8条(退会)

会員は、両社に申し出ることでいつでも退 会することができます。

第8条の2(退会時のマチピの扱い)

前条の場合において、マチピは残高の有無 に関わらず、他の会員アカウントへの移行、 払戻し、換金又は返金等をすることができ ません。

第9条 (マチケット)

マチケットは、転売・譲渡・現金への換金を することができません。

- 2. マチケットは割引券であり、釣銭は支払われません。
- 3. マチケットの複製、破損又は偽造、模造等を禁止します。
- 4. まちづくり松山は、マチケットの盗難・ 紛失、滅失、破損等に対しての責任を負わ ないものとします。ただし、まちづくり松 山の故意又は重過失による場合は、この限 りではありません。
- 5. マチケットの使用期限は、マチケット の表記をご確認ください。
- 6. マチケットの使用可能店舗及び使用可能商品等は、配布するイベントやキャンペーンにより異なります。マチケットの表記又は当該イベント・キャンペーン等の案内をご確認ください。

【追加】

行する「まちペイポイント」と、地域ポイント発行者が発行する「地域ポイント」といいます。

- 2. 地域ポイントの名称は、地域ポイント発行者において決定します。
- 3. まちペイポイントの有効期限、付与率及び換算率については、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款をご確認ください。
- 4. 地域ポイントの有効期限、購入方法又は 付与率及び換算率については、各地域ポイント発行者が定める約款等をご確認ください。

第9条の2 (ポイントの確認方法)

まちペイポイント及び地域ポイントの残高 及び有効期限は、まちペイポイント及び地 域ポイント利用後に交付されるレシート若 しくはメール又は加盟店店頭若しくはまち ペイアプリの画面により残高照会を行いご 確認ください。

- 2. 複数の会員アカウントにあるまちペイポイント及び地域ポイントの残高を合算し、又は他の会員アカウントに移行することはできません。
- 3. 異なる種類のポイントの残高を合算することはできません。「まちペイポイント」と「まちペイポイント(限定)」は種類の異なるポイントです。

第9条の3 (ポイントの付与)

当社らがポイントを発行する条件に関しては、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款及び各種地域ポイント利用約款等を ご確認ください。

2. 加盟店によっては重複付与されない場合や、まちペイポイントが付与されない場合があります。詳しくは当社ホームページ

をご覧ください。

- 3. 一部まちペイポイント及び地域ポイント付与の対象外となる店舗及び商品等があります。まちペイポイント及び地域ポイントの付与率やまちペイポイント及び地域ポイント付与対象外の店舗及び商品等は、まちペイ加盟店でご確認ください。
- 4. 第1項の他、イベント、キャンペーン等によりまちペイポイント及び地域ポイントを付与することがあります。
- 5. まちペイポイント及び地域ポイントの付与は、原則として、即時反映されます。加盟店によっては反映が遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

第9条の4 (ポイントの利用)

まちペイポイント及び地域ポイントは、まちペイ加盟店店頭にて、マチカカード等を 提示することにより、各ポイントの定める 換算率にて商品等の支払いに利用すること ができます。

2. 一部まちペイポイント及び地域ポイントを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、まちペイ加盟店にお問合せください。

第9条の5 (ポイントの取消)

まちペイポイント及び地域ポイントの付与を受けた(取引に係る)商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、まちペイポイント及び地域ポイントの付与を取り消されることがあります。

2. まちペイポイント及び地域ポイントの利用は、原則として取り消すことができません。まちペイポイント及び地域ポイントで取引をした商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、まちペイ加盟店と精算し

てください。

3. 当社らは、当社らの故意又は重過失による場合を除き、前2項の規定により会員その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

第9条の6 (ポイントの払戻し等) まちペイポイント及び地域ポイントは、交換、換金、払戻しをすることができません。

第10条(システム保守・障害等)

次の各号に掲げる場合は、まちペイポイント及び地域ポイント及びマチカマネーの利用並びに残高及び有効期限の確認を中止することがあります。

2. 当社は、前項の場合、予め会員に対しホームページ、加盟店近隣のストリートビジョンその他会員に対し適切な方法をもって告知するものとします。

第11条(加盟店との取引)

まちペイポイント及び地域ポイント又はマチカマネーを利用して購入した商品の欠陥、返品等の問題は、会員とまちペイ加盟店等との間において解決するものとします。

第12条(反社会的勢力排除)

暴力団等の反社会的勢力(その共存者も含みます。)に該当する方の本サービスのご利用はお断りいたします。会員は、現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないことを確約してご利用ください。

第13条(免責)

当社らは、当社らの故意又は重過失による 場合を除き、次の各号に掲げる場合におい て会員その他の第三者に対して損害等が生

第10条(システム保守・障害等)

次の各号に掲げる場合は、マチピ及びマチカマネーの利用並びに残高及び有効期限の確認を中止することがあります。

2. 両社は、前項の場合、予め会員に対しホームページ、加盟店近隣のストリートビジョンその他会員に対し適切な方法をもって告知するものとします。

第11条(加盟店との取引)

マチピ又はマチカマネーを利用して購入した商品の欠陥、返品等の問題は、会員とマチピ加盟店又はまちペイ加盟店との間において解決するものとします。

第12条(反社会的勢力排除)

暴力団等の反社会的勢力(その共存者も含みます。)に該当する方の本サービス、マチピ及びマチカマネーのご利用はお断りいたします。会員は、現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないことを確約してご利用ください。

第13条(免責)

両社は、両社の故意又は重過失による場合 を除き、次の各号に掲げる場合において会 員その他の第三者に対して損害等が生じた じたときでも、まちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーの残高補償等を含め その責めを負わないものとします。

- (1)まちペイポイント、地域ポイント又は マチカマネーの有効期限が切れ、利用でき なくなった場合
- (3)第10条によりまちペイポイント、地域ポイント又はマチカマネーが利用できなかった場合
- (4)会員と**まちペイ加盟店**等との取引に おいてトラブルがあった場合
- 2. 当社らは、マチカマネー及びまちペイポイント、地域ポイントの取扱について、取扱時にマチカカード又はまちペイアプリがインストールされログインされた端末を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、マチカカード又はまちペイアプリがインストールされログインされた端末を当該会員アカウントの記名人以外が所持していたときは、当社らは当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。
- 3. 当社らが本約款において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がマチカマネー若しくはまちペイポイント、地域ポイントにより便益を取得したことによって又はマチカマネー若しくはまちペイポイント、地域ポイントにより取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社らは一切その責めを負いません。
- 4. 当社らは会員から第7条の申出を受けた場合、申出から利用停止措置が完了するまでの間に、マチカマネー又はまちペイポイント、地域ポイントの使用等があった場合、当社らはそれらを補償する責めを負い

- ときでも、マチピ又はマチカマネーの残高 補償等を含めその責めを負わないものとし ます。
- (1)マチピ、マチケット又はマチカマネーの有効期限が切れ、利用できなくなった場合
- (3) 第10条によりマチピ、マチケット 又はマチカマネーが利用できなかった場合
- (4)会員とマチピ加盟店又はまちペイ加 盟店との取引においてトラブルがあった場 合
- 2. 両社は、マチカマネー及びマチピの取扱について、取扱時にマチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、マチカカード又はマチカアプリがインストールされログインされた端末を当該会員アカウントの記名人以外が所持していたときは、両社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。
- 3. 両社が本約款において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者がマチカマネー若しくはマチピにより便益を取得したことによって又はマチカマネー若しくはマチピにより取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、両社は一切その責めを負いません。
- 4. 両社は会員から第7条の申出を受けた場合、申出から利用停止措置が完了するまでの間に、マチカマネー又はマチピの使用等があった場合、両社はそれらを補償する責めを負いません。

ません。

5.前3項の当社らの責任は、当社らの故意 又は重過失による場合は、免れないものと します。

第14条(合意管轄) 第14条(合意管轄)

本サービスに関する一切の訴訟については、松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を 第一審の合意管轄裁判所と致します。 本サービス、マチピ、マチカマネー及びマ チケットに関する一切の訴訟については、 松山地方裁判所又は松山簡易裁判所を第一 審の専属的合意管轄裁判所と致します。

5. 前3項の両社の責任は、両社の故意又

は重過失による場合は、免れないものとし

第15条(情報提供サービス)

広告・クーポン機能において掲載されている情報は、広告主等情報提供者が掲載したものであり、当社は掲載内容を保証しかねます。詳細は、当該情報にあるお問合せ先にご確認ください。

【追加】

ます。

第16条(約款の変更)

当社は、一定の予告期間をおいてホームページにて告知することにより、本約款、マチカマネー及びまちペイポイント利用約款及びその他約款を変更することができるものとします。

第15条(約款の変更)

両社は、一定の予告期間をおいてホームページにて告知することにより、本約款、コミート会員約款、マチカマネー利用約款及びその他約款を変更することができるものとします。

別紙

【追加】

附則

第1条(マチカカードの所有権の変更) マチカカードは、令和7年11月1日をもって、株式会社まちづくり松山から株式会 社まちペイに譲渡されました。

2 令和7年11月1日以降は、利用者が 保持するマチカカードは、株式会社まちペイからの貸与に変更されます。 【追加】

第2条(マチピの移行確認)

令和7年11月1日までに付与されたマチ ピポイントは、同年11月1日以降も松山 市内で利用できます。

2 令和7年11月1日以降は、加盟店が 参加するサービスに応じてポイントが付与 されます。

第3条(効力発生日)

本約款の改定は、令和7年12月1日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日(別途告知)より効力を有するものとします。